

エネルギー回収施設余剰電力の売却事業
審査要領

令和 5 年 8 月

山形広域環境事務組合

1 概要

この要領は、山形広域環境事務組合（以下、「当組合」という。）で実施する「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業公募型プロポーザル」の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(1) 事業名

『エネルギー回収施設余剰電力の売却事業』

(2) 事業内容

本件は、当組合を構成する市町（山形市、上山市、山辺町、中山町（以下、「構成市町」という。））における環境政策等の実現、地域振興への貢献を目指し、ごみ焼却熱により発電する余剰電力を、より有効に活用することを中心に、非FIT分の電気を小売電気事業者がエネルギー回収施設（立谷川）、（川口）から電気を調達し、原則として構成市町内に電気を供給するものである。

2 審査機関

- (1) 本事業に係る契約候補者を選定するために行うプロポーザルの審査は、「エネルギー回収施設余剰電力の売却事業者審査会」（以下、「審査会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査会は提出された企画提案書等について、審査要領に基づき公平かつ適正に審査・評価する。

審査会の開催期日及び場所

内 容	日 時	場 所
書類審査	10月10日（火）（予定） 14時30分～15時30分	山形市役所 1002会議室
プレゼンテーション審査	10月23日（月）（予定） 15時30分～16時30分	山形市役所 701B会議室

3 審査方法

(1) 書類審査

企画提案書（様式6）を基に審査を行う。なお、審査委員1人当たりの持ち点は100点とし、その全審査委員の合計点でプレゼンテーション審査への参加者を選定する。

- 経済性評価点（50点満点）を本評価とする。
- その他項目評価点（50点満点）を仮評価とする。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案書（様式6）及びプレゼンテーションの内容から書類審査において仮評価としたその他項目の評価点（50点満点）を審査し本評価とする。

「審査基準及び配点」の一覧は【別紙】のとおり。

4 最優秀者、次点者の決定方法

プレゼンテーション審査の終了後、全審査委員の合計点が最も高い者を最優秀者とし、次に高い者を次点者とする。

ただし、合計点が最低基準点に達していない場合は、その理由を審査会で審議のうえ、その内容を当該提案者に伝え後日、再審査を行うこととする。

最低基準点：全審査委員の合計点数の6割

5 審査結果の公表

最終的な審査・評価の結果については、参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知するほか、当組合ホームページにて公表する。また、公表する評価点は全審査委員の平均点とする。

なお、電話による問い合わせや、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

【別紙】

審査基準及び配点

審査基準	審査の内容	配点
(1) 経済性	① 見積売電価格（非化石価値を含む） ② 事業者がもたらす地域経済の活性化	50
(2) 地域貢献	① 構成市町又は山形県内の電力受給に係る広報の提案 ② 構成市町又は山形県内の住民、企業にとって有効的な提案 ③ 地域活性化に向けた事業提案 ④ 非化石価値電気を供給するプランの設定 ⑤ その他（上記内容以外の地域貢献等の提案）	20
(3) 当組合の事業推進につながる提案	① 当組合のイメージアップや事業促進につながる提案 ② その他（上記内容以外の当組合の事業推進につながる提案）	5
(4) 地域との関係性	① 令和4年度における構成市町への電気の供給実績 ② 令和4年度における構成市町及び山形県内の公共施設への電気の供給実績 ③ その他（上記内容以外の地域との関係性）	15
(5) 経営の安定性	① 小売電気事業の実績年数 ② 経営状況の健全性 ③ 電力調達能力（令和4年度実績） ④ その他（上記内容以外の経営の安定性について）	10
合 計		100